

| |
|--|
| ① 患者の迷惑行為 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 診療の基礎となる信頼関係が喪失している場合には新たな診療を行わないことが正当化される ○ 診療内容そのものと関係ないクレーム等を繰り返し続ける等に新たな診療を行わないことが正当化される |
| ② 医療費不払い |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 以前に医療費の不払いがあったとしても、そのことのみをもって診療しないことは正当化されない。 ○ 支払能力があるにもかかわらず悪意を持ってあえて支払わない場合等は正当化される ○ 医学的な治療を要さない自由診療において支払い能力を有さない患者を診療しないことは正当化される ○ 特段の理由なく保険診療の自己負担分が、悪意のある未払いであることが推定される場合は正当化される |
| ③ 入院患者の退院や他の医療機関の紹介・転院等 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 医学的に入院の継続が必要ない場合には、通院治療等に対応すれば足りるため、退院させることは正当化される ○ 病状に応じて大学病院等の高度な医療機関から地域の医療機関を紹介、転院を依頼・実施すること等は正当化される |
| ④ 差別的な取扱い |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 言語が通じない、宗教上の理由等により結果として診療行為そのものが著しく困難であるといった事情が認められる場合は正当化されることもある ○ 特定の感染症へのり患等合理性の認められない理由のみに基づき診療しないことは正当化されない。ただし、1類・2類感染症等、制度上、特定の医療機関で対応すべきとされている感染症にり患している又はその疑いのある患者等については正当化されることもある |
| ⑤ 訪日外国人観光客をはじめとした外国人患者への対応 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本人患者の場合と同様に判断するのが原則。文化の違い、言語の違い等のみをもって診療しないことは正当化されない。ただし、結果として診療行為そのものが著しく困難であるといった事情が認められる場合は正当化されることもある |